

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和7年7月30日（水）午前10時00分～午前10時50分

場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

2 出席者氏名

1番委員 柳下正祐（教育長）

2番委員 益田麻衣子（教育長職務代理者）

3番委員 菱木俊匡

5番委員 齊藤修一

3 説明員等氏名

教育部長 菊地映江

子ども若者部長 吉野るみ

教育部副部長 岡田夏十

教育部副部長 諏訪部澄佳

子ども若者部副部長 矢島佳典

教育総務課長 安藤良徳

学校施設担当課長 久保浩一郎

保健給食課長 吉澤太郎

教育指導課長 松澤俊介

教育相談担当課長 橋本賢治

教育指導課指導主事 柏木久美子

その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長 三浦慶太郎

4 協議事項

(1) 小田原市立たちばなこども園における教育課程に関する基本的事項について

(保育課)

5 議事

日程第1

議案第26号 小田原市いじめ防止対策調査会委員の委嘱について (教育総務課)

日程第2

議案第27号 教育財産の処分に係る申出について (教育総務課)

日程第3

議案第28号 令和7年度使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）の採択について

(教育指導課)

6 報告事項

(1) 市議会6月定例会の概要について【資料配布のみ】

(教育部・文化部)

7 議事等の概要

- (1) 柳下教育長開会宣言
 - (2) 6月定例会議事録の承認
 - (3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、3番 菅木委員に決定
-

- (4) 協議事項 小田原市立たちはなこども園における教育課程に関する基本的事項
について (保育課)

○保育課長 それでは、私から御説明させていただきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等を示した「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成が求められています。

この計画は、公立幼稚園教諭及び保育士が検討してきた内容から提案を受け作成されましたが、その中で、小田原市立たちはなこども園の教育課程に関する基本的事項として、以下のとおり整理しましたので、その内容について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を求める規則」の第1号の規定により、教育委員会からの御意見を伺おうとするものです。

資料に沿って内容説明をさせていただきますが、お示ししている基本的事項については、小田原市教育大綱と密接に関わりがあることから、卓上にございます、「小田原市教育大綱 重点方針」と合わせて説明させていただきます。

資料1の「1 教育及び保育方針」でございますが、一つ目の「園児の健やかな成長、心身の発達の助長」をとおして、重点方針の「3健やかな体」が目指しているものが達成できるものと考えています。

二つ目の「園児が主体的にいろいろな遊びや活動に取り組む体験」をとおして、重点方針の「1学ぶ力」や「2豊かな心」が目指しているものが達成できるものと考えています。

三つ目の「生活が家庭や地域と連続性を保ちつつ展開」をとおして、重点方針の「4関わる力」が目指しているものが達成できるものと考えています。

四つ目の「園と家庭との信頼関係を基本に連携し、園児の育ちを支援」という考え方をとおして、重点方針の「6幼児教育・保育」が目指しているものが達成できるものと考えています。

五つ目の「就学前から学校教育に至る一貫した教育及保育」をとおして、重点方針の「1学ぶ力」を培うとともに、幼児教育・保育にしっかりと取り組み、大切にしていくことで、小学校との適切な連携が達成できるものと考えています。

最後の「園児同士が共に育ち学び合いながら、豊かな体験を積み重ねること」をとおして、重点方針の「2豊かな心」や「4関わる力」が目指しているものが達成できるものと考えています。

次に、「2 教育及び保育目標」ですが、教育及び保育方針を基に園名の「たちばな」という文字を利用してしまして、「教育及び保育目標」を現したものになっています。

1番目の「たくましさ」では「健やかな体」を、二番目の「ちいきの」では「関わる力」を、三番目の「バイタリティ」では、「学ぶ力」を、そして最後の「なかまを思いやり」では、「豊かな心」を育むような目標設定をさせていただきました。

次に、「3 子どもの教育及び保育目標」では、先に説明した内容をもとに、月齢別に保育目標をお示したものになります。

そして、「4 教育委員会への意見聴取等」になりますが、今後も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の主旨に基づき教育委員会の意見を聴取するとともに、市長部局と教育委員会は連携・協力をしていくことになります。

また、関係法令ということで、ここでは条項のみの記載となります、概要としては、27条は教育委員会への意見聴取の規定、27条の2は教育委員会の意見陳述の規定、27条の3は教育委員会の資料請求等の規定、27条の4は市長部局が教育委員会への助言又は援助を求める規定になります。

今回、はじめて公立の認定こども園の整備を行うことになりますが、これは一つの始まりであり、今回お示しした内容等にしっかりと取り組んでいくことで、民間の幼児教育・保育施設の手本となりまして、小田原全体の幼児教育・保育の質の向上に努めていきたいと考えています。

最後に、参考資料としてお付けしました「小田原市立たちばなこども園の開園に向けた運営の検討状況について」の中から、既存の幼稚園等と大きく異なる点や認定こども園ならではの取組などを中心に説明をさせていただきます。

初めに、1ページ目の「4 認可定員」ですが、これは過日の教育委員会定例会への施設関係の資料の中でもお示ししておりますが、小田原市で初めて幼稚部が年少3歳児からの預かりを行うことになります。

次に、2ページ目の「6 開園日、開園時間」の1号認定幼稚部の欄の「長期休業預かり保育時間」とありますが、これは認定こども園となることで、2・3号認定保育部が夏休み期間等の長期休業期間も預かりをしていることから、幼稚部の長期休業期間中の預かりが可能となっています。

次に、3ページ目の「9 子育て支援事業」になりますが、これらの事業は在園されているお子さんや保護者に限らず、施設利用者以外の地域の方々も対象となる事業で、広く子育て支援に資する事業となっており、地域の力の活用や様々な保護者への支援に繋がる事業となっています。

次に、「10 こども誰でも通園制度」ですが、こちらは国の制度になりますが、保育所等に通園していない子どもが対象となります。児童や保護者の方の社会との最初の接点機会の創出、孤立化の防止等のために、令和8年度から国が本格導入する制度で、本市では「たちばなこども園」が初めて取り組む制度になります。

最後に、「11　入所選考について」ですが、保育部は従前の保育所等の入所選考と変わりませんが、幼稚部については1次募集の段階では市内在住児童を優先入園させ、定員に満たない場合のみ、市外在住児童の入園を認めることになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○益田委員　こども誰でも通園制度についてなのですが、実際にテレビ報道とかでもあるように園で受け入れはしているけれども、1日3人程度が毎日来るわけではないので、そのために保育士さんを余計に雇うことが園の経営に影響してしまい、結局お断りしたという報道がありました。

小田原市としてはこども誰でも通園制度のために保育士を確保するのか、またはその中の保育士さんでやっていくのか、方針は決まっているのでしょうか。

○保育課長　この制度は試行的に2年間ほど続いておりまして、全国の民間保育所または公立の保育所等が約100箇所程度行っています。現在、益田委員さんからの御指摘いただいた部分の意見はかなり出ておりまして、補助金等では賄いきれないという御意見もあることから国の方でも、今後単価の見直しをしていく予定となっております。

実際に保育士を雇うかどうかということに関しては、色々な方法があるのですが、余裕活用型という中において一定程度空いているところを上手く使いながらやりたいと考えています。3名程度で月10時間という上限があり、一定程度来る時間とかも計算ができる部分があるかと思いますので、そうしたことも考えながら進めていきたいと考えております。

ただ、私達も初めての部分もございますし、国の制度も一部未定な部分がありますので、そうしたことも踏まえながらやっていきたいと考えております。

先ほどこの制度の趣旨を申し上げたとおり、使われている方の社会的な接点や、孤立化を防ぐための1つの大きな方法論になるかと思いますので、積極的に取り組んでいきたい事業であると考えております。

○齊藤委員　御説明ありがとうございます。

4ページのスケジュールのところなのですが、保育部と幼稚部で入園説明会が同じタイミングで開催されるというのは理解できるのですけど、今回0歳児から5歳児まで入園の選考をされていくという理解でよろしいでしょうか。

○保育課長　基本的には同じになりますが、保育部は0歳から5歳で、幼稚部は3歳から5歳になります。また、入園の説明会自体は残念ながら建物はまだないので、現場を見ていただくことはできませんが、入園説明会をして概要を説明させていただくということになっております。

ただし、入園の判定方法が保育部と幼稚部では大分違いまして、保育部につきましては基本的に保育の要件がなければ、前提条件として申し込みができません。

あと、簡単に言うと点数をつけさせていただく形になるのですけど、その点数を発表しなければならないことから、幼稚部とは過程が異なります。

今回お示ししたスケジュールは、基本的には予定ということになりますが、幼稚部につきましては、基本的に空きがあれば、入園ができる形にはなるかと思っています。

○齊藤委員 お一人の親御さんが、入園説明会で0歳児と3歳児など年齢の離れた子どもを一緒に入園させたいケースが結構あると思います。選考結果が保育部の方が11月下旬で、幼稚園の方は11月上旬になっているので、それで懸念が解消されるものかが気になりました。

○保育課長 基本的に保育には要件がありまして、例えば、0歳児を申し込む方は保育の要件がない方は申し込みができないかと思います。そうなりますと、一般的に考えると3歳児の方も保育を申し込まれるのではないかかと思います。3歳児は幼稚園が良くて0歳児は保育が良いということは、恐らく働いている方においては起きえないことかなと思っております。

○菱木委員 医師会は健診を頼まれることが結構多いのですが、小田原市の小児科医は一人で多い人は10件くらい抱えている状況ですので、調整が必要になるかと思います。

○保育課担当監 現在、医師会の方に内容を説明して依頼を出しているところでして、これから医師会の方と調整をしていくところでございます。

○益田委員 橋地域の保護者の方から、こども園に関しての情報がおりてきてないという声が少し聞こえています。とても一生懸命進めていただいているのは分かるのですけれども、この地域に開放していくという部分もあるので、対象児童だけではなく、橋の地域の方々に対する説明も、丁寧にしていって欲しいなと思います。

○柳下教育長 大切なことなのでよろしくお願ひいたします。

幼稚園や保育園から小学校に上がるまでのこの時期は、とっても大切な時期だと思います。人やモノや様々な出来事との関わりの中で、特に人との関わりの中で、心のぬくもりだとか温かさだとか、あるいは我慢を学んでいく時期になります。一定の知識とか技能に集中することなく、バランスよく知徳体を育てていって欲しいなと思います。よろしくお願いします。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 協議事項が終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(5) 日程第1 議案第26号 小田原市いじめ防止対策調査会委員の委嘱について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明いたします。

議案書をおめくりいただき、「小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿」を御覧ください。

小田原市いじめ防止対策調査会委員につきましては、小田原市いじめ防止対策調査会規則により「医師、弁護士、臨床心理士その他教育委員会が必要と認める者」のうちから委嘱することとなっております。

任期については2年と定めており、令和7年7月31日をもって任期が満了することから、提案するものです。

これまで専門的な立場から御指導や御助言をいただきてまいりました現委員5名につきましては、引き続き委員をお願いするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 委員の方々の動きを教えていただきたくて、2年の任期の中でいじめに関するインシデントがあったときに動かれる方なのか、定期的にお集まりになられて何か防止対策について御議論されているのか、役割について教えてください。

○教育部副部長 いじめ防止対策調査会について、主な活動といたしましては、いじめ重大事態が出たときに調査から報告書作成までがございます。

現在、いじめ重大事態が発生しておりますので、そちらの対応を行っていただいております。また、いじめ重大事態がない年度というのもございまして、その時には、いじめの関係の様々な事柄につきまして、御議論いただいているところです。

令和4年度の時点ではいじめ重大事態の終了後の報告の仕方や広報・周知の仕方について指針を作成しているところでございます。

以上でございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(6) 日程第2 議案第27号 教育財産の処分に係る申出について (教育総務課)

○学校施設担当課長 それでは私から御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料をご覧ください。

1 概要でございますが、泉中学校の敷地の一部について、神奈川県西土木事務所小田原土木センターから都市計画道路穴部国府津線の事業用地として譲渡依頼があつたため、教育財産としての用途を廃止するものです。

次に2 内容でございます。所在地は小田原市飯田岡22 小田原市立泉中学校でございます。財産の内訳としましては、土地の地番小田原市飯田岡字泉17番1の一部で、地目は学校用地、地積は516平方メートルのうち教育財産としての用途廃止が1.83平方メートル、位置としましては、資料下段の位置図にある小田原市立泉中学校の南東でございます。

この土地について、教育財産としての用途を廃止し、財産主管課長である資産経営課長へ引き継ぐものでございます。申出の相手方は小田原市長でございます。

教育財産としての用途廃止の時期は令和7年10月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 御説明ありがとうございます。2つ伺わせてください。

1つは用途廃止と書いてあるのですが、固定資産の譲渡なのかなという理解をしていまして、譲渡のプロセスが2段階なのかなという気がしています。

小田原市教育委員会の財産の土地を小田原市に移管するのが1ステップ目で、2ステップ目が、市から県土木すなわち神奈川県の方へ譲渡するという流れでよろしいでしょうか。

○学校施設担当課長 そのとおりでございます。

○齊藤委員 教育委員会の帳簿上の固定資産がBSの中で、財産が消えてしまう状態があると思います。教育委員会のBSから小田原市のBSへこの財産が評価額ごと移転するというイメージなのですが、その場合に固定資産の評価をしなくていいのでしょうか。金額の大小というより会計上の処理が発生する気がしています。

○教育部副本部長 一般的なBSの考え方ですと、1つの企業体ということになろうかと思います。地方公共団体の場合、用途の決まっているものは一般的に行政財産と言われるものになります。そのうち、独立行政機関である教育委員会が持っているのが教育財産という形になりますが、財産の所有区分上はそういうことになるのですけれども、例えばBSというような考え方でいけば、所管替えというような形になろうかと思います。

一旦、目的を廃止して普通財産にしないと売却の方ができるないということがございまして、手続き上そういう形にしますが、BS上は小田原市全体という考え方でありますので、よろしくお願ひいたします。

○齊藤委員 先ほどのステップでいくと、小田原市から県に移管譲渡するときに、固定資産の評価をされるという理解でよろしいでしょうか。

○教育部副本部長 評価については、移管後に資産経営課の方で実施するということになろうかと思います。

○菱木委員 住宅がかなりあると思うのですけど、今後の予定はあるのでしょうか。

○学校施設担当課長 県の計画では、川の前後に陸橋等を作つて越えていくような道路を予定でいるようでございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(7) 日程第3 議案第28号 令和7年度使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）の採択について
(教育指導課)

○教育相談担当課長 それでは、御説明申し上げます。

議案書、「令和8年度 使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）の採択について（案）」を御覧ください。

はじめに、特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書につきましては、通常の学級で使用する教科用図書が、適当ではない場合、一般図書及び特別支援学校用・教科書目録の2種類からその児童生徒の学習に適切な図書を選び、教育委員会が毎年それらを教科書として採択することになっております。

今回御審議いただく「令和8年度使用・教科用図書の採択について(案)」では、各児童生徒用の図書として、1~13ページに、No.1から264までの264冊を発行者ごとにお示しております。

また、文部科学省著作教科用図書、通称「星本」を呼ばれるものもあります。こちらにつきましては、欄外注意書きにもございますように、各校からの希望が出た採択を希望いたします。

いずれの図書も、各学校の特別支援学級の担当者が、児童生徒の個性や発達の段階、障がいの度合いなどを考慮しまして、個別最適な教科書は何かという視点で、神奈川県立特別支援学校・採択教科用図書・調査研究資料等を参考に、保護者の方と相談しまして、選択したものとなっております。

そして、各学校からの希望書籍と、その理由につきまして、教育委員会事務局において精査し、学校の報告書の記載をもとに、とりまとめたものとなっております。

以上で、説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 報告事項(1)「市議会6月定例会の概要について」は、資料配布とさせていただきますので、御了承ください。

8 柳下教育長閉会宣言

令和7年8月27日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（菱木委員）